**事業所指定の基準について（概要）**

(1)　第1号訪問事業（事業所指定制度によるもの）

　　人員・設備・運営の基準（概要）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | | 介護予防サービス | 介護予防・日常生活支援総合事業 | |
| 介護予防訪問介護相当サービス | 生活援助サービス |
| 申請者の要件 | | | 法人（役員が暴力団員等ではない） | 法人（役員が暴力団員等ではない）  個人（暴力団員等ではない） | |
| 人員 | 管理者 | | 常勤、原則専従 | 同左 | 原則専従 |
| 職員 | 員数 | 常勤換算方法で2.5以上 | 同左 | 必要数 |
| 資格 | 初任者研修以上 | 同左 | 同左  ※市が定める研修① |
| 責任者 | 員数 | 原則常勤。利用者40：1以上 | 同左 | 必要数 |
| 資格 | 介護福祉士、実務者研修、  基礎研修、ヘルパー１級 | 同左 | 同左  初任者研修  ※市が定める研修② |
| 設備 | | | 専用の区画 | 同左 | 区画 |
| 運営 | 提供拒否の禁止 | | 正当な理由がなくサービス提供を拒んではならない | 同左 | 同左 |
| サービス提供の記録 | | 具体的なサービスの内容等の記録 | 同左 | サービスの内容等の記録 |
| 責任者の責務 | | サービス担当者会議出席 | 同左 | サービス担当者会議なし |
| 訪問介護員に具体的な援助目標を指示 | 援助目標なし |
| 訪問介護員の業務実施状況の評価を行い必要な措置を講じる | 従業者の業務実施状況を把握する |
| 訪問介護員に技術指導を行う | 技術指導なし |
| 衛生管理等 | | 訪問介護員の清潔の保持及び健康管理 | 同左 | 従業者の清潔の保持及び健康管理 |
| 秘密保持等 | | 正当な理由がなく利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない | 同左 | 同左 |
| 事故発生時の対応 | | 必要な措置を講じなければならない | 同左 | 同左 |
| 基本的取扱方針 | | 目標を設定する | 同左 | 目標不要 |
| 具体的取扱方針 | | サービス担当者会議で利用者の状況把握 | 同左 | サービス担当者会議なし |
| 個別計画を作成する | 個別計画は作成不要 |
| 利用者の状態等を、担当ケアマネに報告 | 同左 |
| 個別計画に基づくモニタリング | モニタリング不要 |

(2)　第1号通所事業（事業所指定制度によるもの）

　　人員・設備・運営の基準（概要）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | | 介護予防サービス | 介護予防・日常生活支援総合事業 | |
| 介護予防通所介護相当サービス | ミニデイサービス |
| 申請者の要件 | | | 法人（役員が暴力団員等ではない） | 法人（役員が暴力団員等ではない）  個人（暴力団員等ではない） | |
| 人員 | 管理者 | | 常勤、原則専従 | 同左 | 原則専従 |
| 従業者 | 生活相談員 | 提供日ごと、サービス提供時間数以上 | 同左 | 配置不要 |
| 介護職員 | 単位ごとに利用者15人まで１以上  15人超の部分について5：1以上 | 同左 | 利用者15人まで１以上  15人超の部分について10：1以上 |
| 看護職員 | 単位ごとに１以上 | 同左 | 配置不要 |
| 機能訓練指導員 | １以上 | 同左 | １以上 |
| 設備 | 食堂及び機能訓練室 | | ３㎡×利用定員以上 | 同左 | 必要な場所  ３㎡×利用定員以上 |
| その他 | | 静養室、相談室、事務室等 |
| 運営 | 提供拒否の禁止 | | 正当な理由がなくサービス提供を拒んではならない | 同左 | 同左 |
| サービス提供の記録 | | 具体的なサービスの内容等の記録 | 同左 | サービスの内容等の記録 |
| 衛生管理等 | | 衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない | 同左 | 同左 |
| 秘密保持等 | | 正当な理由がなく利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない | 同左 | 同左 |
| 事故発生時の対応 | | 必要な措置を講じなければならない | 同左 | 同左 |
| 基本的取扱方針 | | 目標を設定する | 同左 | 目標不要 |
| 具体的取扱方針 | | サービス担当者会議で利用者の状況把握 | 同左 | サービス担当者会議なし |
| 個別計画を作成する | 個別計画は作成不要 |
| 利用者の状態等を、担当ケアマネに報告 | 同左 |
| 個別計画に基づくモニタリング | モニタリング不要 |

※市が定める研修①・・・「生活援助サービス従業者向け研修」のことをいう。

※市が定める研修②・・・「生活援助サービス訪問事業責任者向け研修」のことをいう。